



Vol.90

★病気休暇の悪用例

1 病気休暇の悪用例

病気休暇の悪用例は色々ありますが、有給休暇を使い切ってしまったが、どうしても旅行に行きたいので仮病を使用して病気休暇を使う場合があります。今回は、そのような病気休暇の悪用例を取り上げました。

2 事例

李さんは東輝社の従業員です。2017年6月9日、李さんは家族とチベットに旅行に行きました。その後、李さんはWeChat モーメンツにチベット旅行区の写真を投稿しました。期間中、李さんは友達を通じて病気休暇届を東輝社に持って行かせ、この病気休暇届は6月12日に発行され、病気休暇は6月12日から7月2日までとなっていました。7月3日、李さんは東輝社に戻り出勤しました。

会社は李さんが病気休暇を取っている間に外で旅行していることを発見し、李さんの行為は会社の規則精度に違反していると考え、病気休暇の認定を受けた期間に会社をだまして欠勤したことを書面で深く反省するように要求しました。李さんは決められた時間内に書面を提出しませんでした。

2017年8月7日、東輝社は李さんに労働関係解除の通知を出しました。その後、李さんは労働仲裁を申請して労働契約関係の回復を申し立てました。労働仲裁委員会は李さんの申し立てを認めませんでした。李さんはこれを不服とし、一審裁判所に訴えました。

3 裁判所の判断

2018年3月、一審裁判所は、東輝社が労働契約を解除したことは合法であると認定し、李さんの請求を認めない判決を下しました。李さんは不服とし、第二審裁判所に上訴しました。

第二審裁判所は、李さんが提出した2017年6月12日から同年7月2日までの間の病気休暇届も、本人が病院で診療を受けて発行したわけではなく、友人が代理で発行を受けたことを認定しました。このような事実関係から、李さんは上述の期間に正当な理由がなく出勤義務を履行していないと認定し、これにより、東輝社は同社の従業員賞罰制度の関連規定に従って、李さんとの間の労働契約の合法的な根拠のもとを解除したのであるから、双方の労働関係を回復する必要はないと判断しました。

4 実務上の留意点

今回は、病気休暇届が実際に診察を受けていないものであり、言わば虚偽の病気休暇届でした。このような場合、解雇は容易です。しかし、実際には一応診察を受けて病気休暇を取得して、その期間中に長期間旅行をしている場合があります（多くの場合、本件のようにWeChat モーメンツでばれる）。このような場合も雇用契約上の誠実義務に違反したものとして、解雇に踏み切るべきかと思います（以前本ニュースレター46号でご紹介したアリババ事件などの先例があります）。

日本：杜若経営法律事務所（9:00～17:00）

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲咨询有限公司（弁護士向井宛）

TEL+86+(21)64078585(内線320)

E-mail mukai@myts-cn.com